

第95号議案

職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例の件
職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年10月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和27年2月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であつて、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合

第4条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第2項」の次に「第4項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2条第3号の規定に該当する場合における休職の期間は、同号の事由が消滅するまでの間とする。

附則第5項中「第4条第5項」を「第4条第6項」に、「第5項」とあるのは「第5項又は兵庫県分限条例」を「第6項」とあるのは「第6項又は兵庫県分限条例」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「法第28条第2項第2号」の次に「又は職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和27年2月条例第8号)第2条第3号」を加え、「支給することができる。」を「支給し、又は支給しないことができる。」に改め、同条第5項中「(昭和27年2月条例第8号)第2条各号」を「第2条第1号又は第

2号」に改める。

(職員退職手当金条例の一部改正)

第3条 神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「第2条に規定する休職」を「第2条第1号又は第2号の規定に該当する場合における休職」に改め、同項第2号中「その他これに準ずる事由」の次に「又は職員の分限及び懲戒に関する条例第2条第3号の規定に該当する場合における休職」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(消防団条例の一部改正)

2 神戸市消防団条例(昭和58年10月条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第5項から第7項まで」を「第6項から第8項まで」に改める。

理 由

重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であって、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合に分限休職処分する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

職員の分限及び懲戒に関する条例 めきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(休職の事由)

第2条 法第28条第2項に規定する場合の外、
職員が次の各号の一に該当する場合において
は、その意に反してこれを休職することがで
きる。

(1), (2) 略

(休職の効果)

第4条 略

2 前項の規定により定めた休職の期間が別表に
掲げる期間に満たない場合には、その休職を発
令した日から引続き別表に掲げる期間をこえな
い範囲内において、これを更新することができ
る。但し、第5項の規定により復職を命ぜられ
た日から6箇月以内に再び法第28条第2項第1
号の規定に該当する場合には、前の休職の期間
を通算する。

3, 4 略

5 第1項、第2項_____及び前項の休職期間
中にその事由が消滅したときは、休職は当然終
了したものとし、任命権者は、すみやかに復職
を命じなければならない。

(3) 重大な非違行為があり、起訴されるおそ
れがあると認められる職員であつて、当該職
員が引き続き職務に従事することにより、公
務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれ
がある場合

第6項

5 第2条第3号の規定に該当する場合における
休職の期間は、同号の事由が消滅するまでの間
とする。

6 _____, 第4項

6 略

7 略

附 則

1～4 略

5 平成29年3月31日において公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）又は市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号）の適用を受けている神戸市立の学校の職員で、引き続き神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年3月条例第35号）による改正後の神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の適用を受けるもの（職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号。以下「兵庫県分限条例」という。）の規定に基づき休職され、第4条第5項又は兵庫県分限条例第4条第2項の規定により復職を命ぜられた日から6箇月を経過しないものに限る。）の負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病を除く。）による法第28条第2項第1号の休職に関する第4条第2項の適用については、同項中「前項の」とあるのは「職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号。以下「兵庫県分限条例」という。）の」と、「別表に掲げる期間」とあるのは「3年」と、同項ただし書中「第5項」とあるのは「第5項又は兵庫県分限条例」とする。

7

8

第4条第6項

「第6項」とあるのは「第6項又は兵庫県分限条例」

(参考 2)

神戸市職員の給与に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(退職者の給与)

第21条 略

2, 3 略

4 職員が法第28条第2項第2号_____

又は職員の分

_____に掲げる事由に該当して
退職させられたときは、その退職の期間
中、これに給料，地域手当，扶養手当及び住
居手当のそれぞれ100分の60以内を支給するこ
とができる。

限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例
第8号）第2条第3号

支給し，又

は支給しないことができる。

5 職員が職員の分限及び懲戒に関する条例
（昭和27年2月条例第8号）第2条各号のい
ずれかに該当して退職させられたときは、そ
の退職の期間中、人事委員会規則の定めると
ころに従いこれに給料，地域手当，扶養手当
及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支
給し，又は支給しないことができる。

第2条第1号又は第2号

6 略

(参考 3)

神戸市職員退職手当金条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(勤続期間の計算)

第7条 略

2, 3 略

4 前3項の規定による在職期間のうちに次の各号に掲げる期間又は期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）が1以上あつたときは、当該各号に掲げる月数を前3項により計算した在職期間から除算する。

(1) 地方公務員法第28条第2項第1号に規定する休職（公務上の負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による休職及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病による休職を除く。）、職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）第2条に規定する休職（規則で定める休職を除く。）、地方公務員法第29条第1項に規定する停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づいて承認を受けた育児休業（以下この項において「育児休業」という。）、同法第10条第3項の規定に基づいて承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学

第

2条第1号又は第2号の規定に該当する場合における休職

休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月

それらの期間のある月の月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をした期間については、それらの期間のある月の月数の3分の1に相当する月数）

(2) 地方公務員法第28条第2項第2号に規定する休職その他これに準ずる事由 _____

_____により
現実に職務をとることを要しない期間のある月 それらの期間のある月の月数の2分の1以上2分の2以下に相当する月数

(3)～(7) 略

5～7 略

又は職員
の分限及び懲戒に関する条例第2条第3号
の規定に該当する場合における休職

(参考 4)

神戸市消防団条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(改正案)

(現 行)

(降任, 免職, 休職等)

第9条 略

2, 3 略

4 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年
2月条例第8号）第4条第3項及び第5項から
第7項までの規定は, 第2項の規定による休職
について準用する。

5 略

第8項まで

第6項から

第 95 号議案

職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例について（概要）

1. 改正の理由

重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であって、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合に分限休職処分する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

2. 条例改正の内容

(1) 職員の分限及び懲戒に関する条例

○ 分限休職できる事由の追加

重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であって、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合

(2) 神戸市職員の給与に関する条例

○ 休職者の給与

(1)に該当して休職した場合に、給料等の 100 分の 60 以内を支給し、又は支給しないことができる。

(3) 神戸市退職手当金条例

○ 勤続期間の計算

(1)に該当して休職した期間の 2 分の 1 以上 2 分の 2 以下を、退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算する。

3. 施行期日

公布の日

【参 考】

○ 地方公務員法第 27 条第 2 項

職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることのない。